

原子力災害時における
避難者受入計画

平成28年8月

松野町

目次

はじめに

第1章 基本的事項

1. 1 原子力災害発生時等の対応体制
1. 2 原子力災害対策指針が定める原子力災害発生時等の防護措置

第2章 避難者受入支援に関する事項

2. 1 避難の流れ
2. 2 原子力災害における宇和島市及び松野町の対応
 2. 2. 1 警戒事態
 2. 2. 2 全面緊急事態
 2. 2. 3 O I Lに基づく避難等が指示された後
2. 3 避難所開設及び運営

参考資料

- 資料1 連絡先一覧
- 資料2 避難経由所、福祉避難所及び避難先候補施設一覧
- 資料3 避難者受付票
- 資料4 避難者名簿
- 資料5 その他各市町が必要と判断する資料
 - 例) 避難退域時検査候補地、
 - 避難元市町から搬送予定の備蓄物資一覧
 - 愛媛県広域避難ベースモデル、愛媛県広域避難計画推奨ルート

○はじめに

本受入計画は、四国電力株式会社伊方原子力発電所において原子力災害が発生し、関係市町の住民等が原子力災害対策指針で定めるE A L (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル) 又はO I L (Operational Intervention Level) に基づく避難や一時移転等（以下「避難等」という。）を行う際に、松野町（以下、「当町」という。）が国、愛媛県（以下、「県」という。）及び宇和島市の要請により、避難等をする住民等（以下「避難者」という。）の受入れ支援を行うために取り組む具体的な対策について定めるものである。

本計画に定めがない事項については、「松野町地域防災計画」等を準用する。

○本計画の適用及び修正

本計画は、愛媛県地域防災計画及び愛媛県広域避難計画に基づき、県の要請により「緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)」に指定されている宇和島市からの避難者が町内に避難等をする場合であって、かつ当町内が地震等により大きな被害を受けていない場合に適用する。町内に地震等被害がある場合には、可能な範囲で避難等受入に協力することとする。

なお、本計画は、隨時検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

（参考）「避難」と「一時移転」について

災害対策基本法上の避難を、原子力災害対策指針に基づき、「避難」と「一時移転」の2類型に分類

- ・避 難：空間放射線量率等が高い又は高くなる恐れのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
- ・一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

第1章 基本的事項

原子力災害発生時における対応体制や防護措置を実施する基準など、基本的な事項は本章に定めるものとする。

1. 1 原子力災害対策特別措置法による原子力災害発生時等の対応体制

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会が原子力緊急事態が発生したと認めた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行い、原子力災害対策本部等が設置される。

原子力災害対策本部設置後における対応体制は下記図1のとおりであり、防護措置の実施に当たり、避難元市町と受入市町に関する調整は原則として県が行う。なお、愛媛県からの要請を受けて、大分県の避難受入先については、大分県が大分県内市町村と調整のうえ、愛媛県へ連絡する。

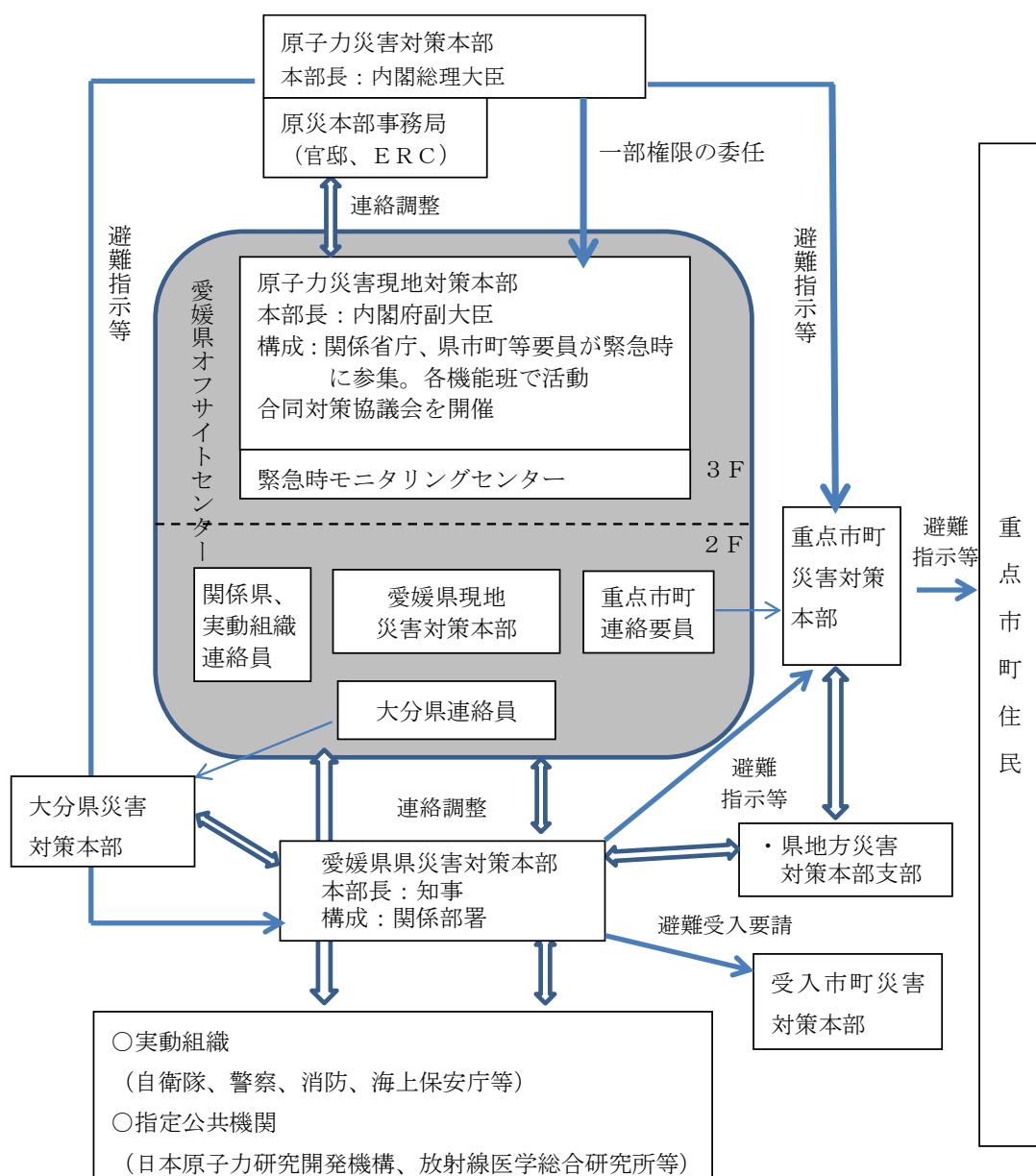
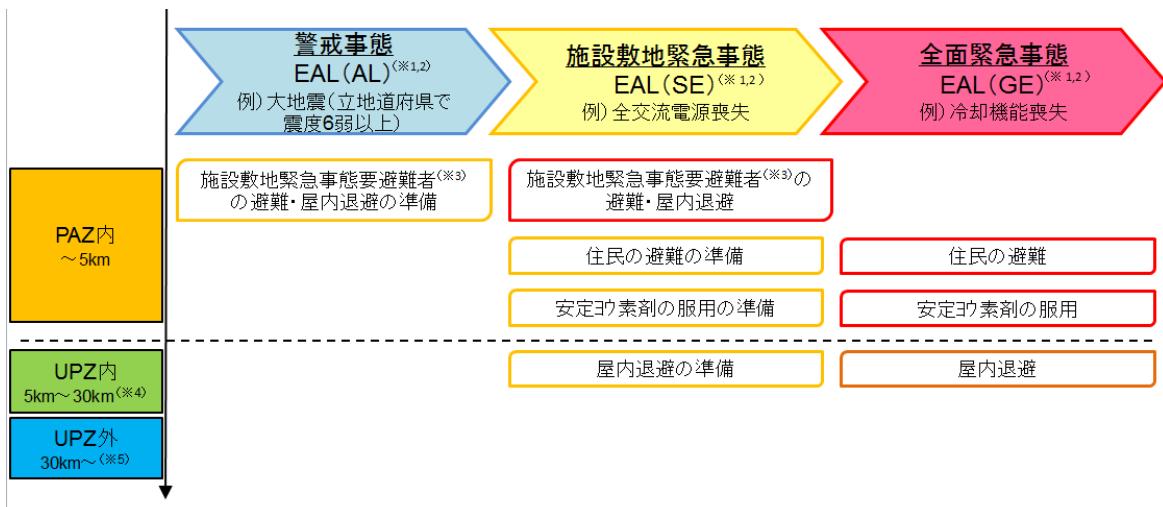


図1 原子力災害時の対応体制

1. 2 原子力災害対策指針が定める原子力災害発生時等の防護措置

原子力災害対策指針において、緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、事態に応じた防護措置を講じることとしている。具体的には、原子力発電所の状況に応じて緊急事態を3つに区分している。



- ※1 EAL (Emergency Action Level)：緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- ※2 (AL) =Alert (SE) =Site area Emergency (GE) =General Emergency
- ※3 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない避難行動要支援者等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において避難等の防護措置の実施が必要な者
- ※4 事態の規模、時間的な推移に応じて UPZ 内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。
- ※5 UPZ 内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない

図2 原子力災害対策指針に基づく EAL の考え方

放射性物質の放出に至った場合には、緊急時モニタリングの結果に基づき、高い空間放射線量率 (OIL 1) が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に避難等の緊急防護措置を講じることとしている。また、それと比較して低い空間放射線量率(OIL 2)が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じることとしている。

また、飲食物等については、放射性核種ごとに濃度基準を設け、摂取制限を実施する(OIL 6)。

※ OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

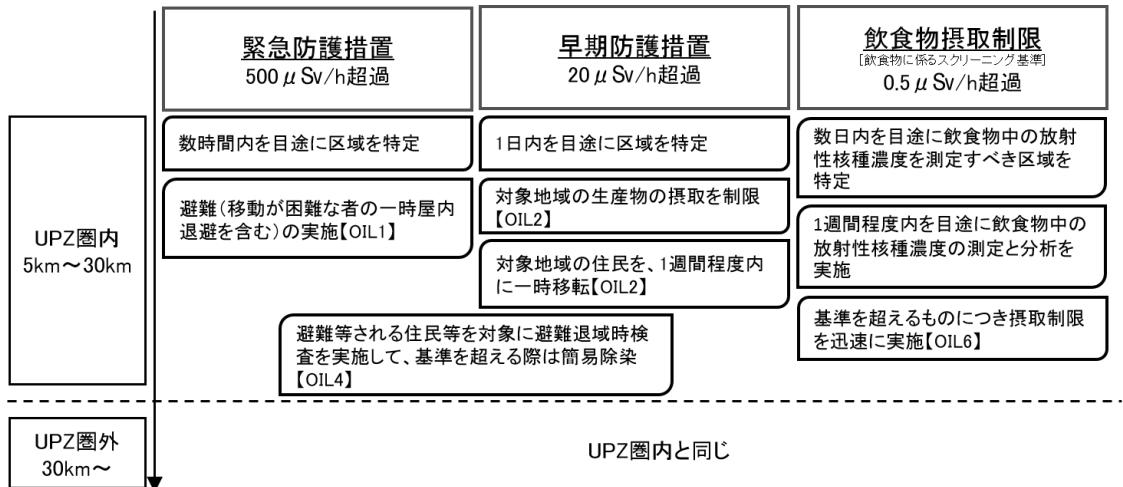


図3 原子力災害対策指針に基づく UPZ の防護措置の考え方 (OIL)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限とともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※7	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ※6 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※8 放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000 Bq/kg 500 Bq/kg 10 Bq/kg 100 Bq/kg	
			300 Bq/kg 200 Bq/kg 1 Bq/kg	
			20 Bq/kg	

- ※ 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※ 2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※ 3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※ 4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※ 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※ 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※ 7 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※ 8 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※ 9 根菜、芋類を除く野菜類が対象

表1 原子力災害対策指針に基づくOILの具体的基準と防護措置

なお、愛媛県伊方町におけるPAZ以西の佐田岬半島地域においては、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定めている。

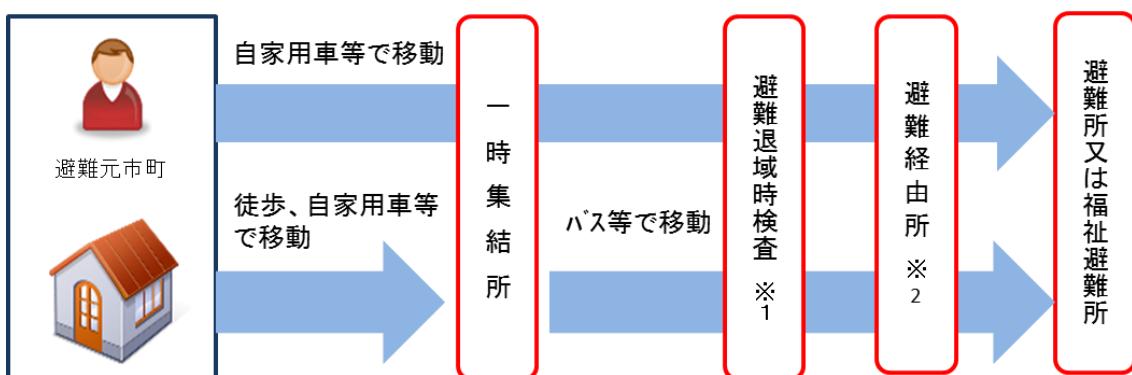
第2章 避難受入支援に関する事項

原子力災害等発生時に避難元市町の住民が避難等の指示を受けた場合において、町が行う基本的な事項は本章の定めるところによる。

避難元市町と受入市町に関する調整は原則、県が行う。

2. 1 避難の流れ

原子力災害等発生時、国や県からの避難等に係る指示等により避難等をする宇和島市避難者の流れは図4のとおりであり、宇和島市の避難等予定者数は表2のとおりである。



※1 放射性物質放出後、OILに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転される方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査

※2 避難先の振分け等のため、受入れ自治体の判断により設置するもので必須のものではない

図4 原子力災害発生時における避難の流れ

	UPZ圏内避難等予定者数	うち、松野町受入予定者数
宇和島市	4,263人	1,584世帯 1,979人

表2 宇和島市の避難等予定者数（平成28年4月1日時点）

2. 2 原子力災害発生時における町及び宇和島市の対応

	応急対策 (放射性物質放出前)				応急対策 (放射性物質放出後)	
	EAL(AL) (警戒事態)	EAL(SE) (施設敷地 緊急事態)	EAL(GE) (全面緊急事態)		OIL1 による避難 又は OIL2 による一時移転	
宇和島市の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○県、受入れ市町との連絡体制の確立 ○県への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○県への連絡 ○UPZ 住民の屋内退避準備 ○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の宇和島市における屋内退避施設の設営準備※3 	<ul style="list-style-type: none"> ○県への連絡 ○UPZ 住民の屋内退避※1 ○UPZ 住民の避難等の準備※1・2 ○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の宇和島市における屋内退避施設での受入れ※3 ○受入市町における避難所等の設営準備の協力※4 		<ul style="list-style-type: none"> ○県への連絡 ○OIL1 に応じた UPZ 一部住民の避難の実施※1 ○OIL2 に応じた UPZ 一部住民の一時移転の実施※1 ○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の宇和島市における屋内退避施設の運営※3 ○受入市町における避難所等での受入れ及び運営の協力 	
町の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○県、宇和島市との連絡体制の確立 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ○受入支援体制の立ち上げ ○UPZ 住民の受入準備※1・2 ○町における避難所等の設営準備※4 		<ul style="list-style-type: none"> ○OIL1 による避難又は OIL2 による一時移転の指示がなされた避難元市町村の受入市町村の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○UPZ 住民の受入れ※1 ○町における避難所等での受入れ及び運営

※1 宇和島市での幼稚園の園児、学校の児童・生徒、医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者等は各施設の避難計画に従って対処する。

※2 UPZ では、原子力施設の状況に応じて、放射性物質の環境への放出前の段階において段階的に避難を行うこともある。

※3 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等は、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。

※4 町は、県又は宇和島市からの要請により避難所等の設営準備を開始する。

表3 原子力災害発生時における町及び宇和島市の対応

2. 2. 1 警戒事態

(1) 国からの要請

国は、警戒事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、UPZ 内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な体制をとるよう要請する。

(2) 連絡体制の確立

町は、県から警戒事態の連絡を受けた場合は、県及び宇和島市等との連絡体制を整える。

2. 2. 2 全面緊急事態

(1) 国からの指示

全面緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を行い、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づき、県及びUPZ 市町に対し、屋内退避に関する指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示するとともに、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する。

(2) 受け入れ体制の立上げ及び受入れ準備

全面緊急事態に至った場合には、町は、県又は宇和島市からの要請により、UPZ の住民の受け入れ体制を立ち上げるとともに、受け入れのための避難所等の設営準備を開始する。

2. 2. 3 O I Lに基づく避難等

(1) 国からの指示

放射性物質が放出された後は、原子量災害対策本部は、県及び市町に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。。

(2) 避難者の受入

町は、O I Lに基づく避難等が指示された場合には、県又は宇和島市からの要請により、避難等の指示を受けた住民の受け入れを行う。

(3) 避難退域時検査等

県及び事業者等は、放射性物質が放出された場合には、UPZ の避難者に対する放射性物質による汚染状況を確認するため、避難退域時検査等を行う。町は放射性物質の放出後にUPZ 内等からの避難者を受け入れる場合には、避難退域時検査場所で避難退域時検査及び簡易除染（以下「避難退域時検査等」という。）を受けているかについて、避難経由所や避難所等で通過証等により確認する。

その際、避難退域時検査場所を通らずに避難するなど、当該避難者が通過証等を持っていない場合には、町は、必要に応じて町が指定する場所において、避難退域時検査等を実施し、放射性物質による汚染状況を確認する。

避難退域時検査等の結果、簡易除染を行ってもなお判断基準（OIL4）を超過している場合には、県に相談のうえ、除染等が可能な医療機関等を紹介する等適切な対応をとる。

2. 3 避難経由所、避難所の開設及び運営等

- (1) 避難経由所、避難所等の開設は、県からの要請を受けて、町が行うものとする。
- (2) 避難開始当初は県及び避難元市町は住民避難に全力をあげなければならないため、避難経由所、避難所等の開設・管理、避難者の誘導等、避難者の受入業務については、町が主体的に対応するものとする。
- (3) 状況に応じて、避難経由所を開設し、順次、必要な避難所等を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導するものとする。
- (4) 避難に際しては、避難元市町職員が避難経由所や避難所等へ住民と同行するとともに、町と避難者のパイプ役を担うものとする。
- (5) 避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所等へ避難元市町職員を派遣してもらい、町から避難元市町に避難所等運営の移管を完了させるものとする。この場合、避難者、避難元市町職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制に移行するものとする。
- (6) 避難者への医療・健康相談等について、適切に対応できるよう相談窓口を設置する。
放射線影響に関する健康管理の相談は県、国の支援を受けながら対応するものとする。
- (7) 避難所等の施設管理自体は、避難所等の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。
- (8) 複合災害等による避難等により、町の避難場所が不足する場合は、県有施設を避難所等に活用するほか、二次避難先の調整について県に要請する。

参考資料 1

関係機関連絡先一覧

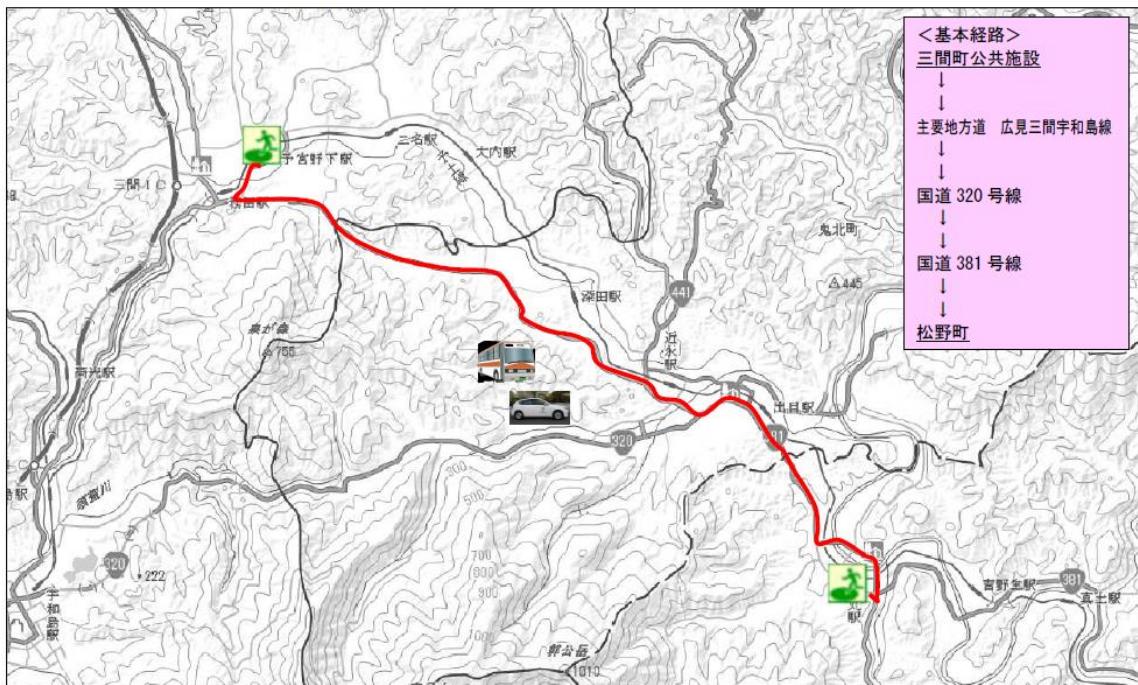
愛媛県	原子力安全対策 G	089-912-2341
南予地方局	総務県民課	0895-22-5211
宇和島市	総務部危機管理課	0895-24-1111

参考資料2

避難経由所、福祉避難所及び避難先候補施設



広域避難ルート② (三間町公共施設 ⇒ 松野町)



避難先候補施設

施設名	所在地	有効面積（屋外）m ²	屋内収容人数	屋外収容人数
松野町コミュニティセンター	大字松丸 342・344 番地	1,099	549	
吉野生交流促進センター	大字吉野 2668 番地	698 (1,513)	349	756
山村開発町民センター	大字松丸 454 番地 2 外	900	450	
スポーツ交流センター	大字松丸 166 番地 6	1,262 (3,140)	631	1,570
合計			1,979	2,326

参考資料3

避難者受付票

避 難 者 受 付 票

受付日時		年 月 日 時 分		世帯人数(避難者)		人	情報の公開	公開・非公開	避難所名		
番号 世帯 代表者	氏 名		男・女	年齢		職種・有資格等					
	住所(地区)				連絡先(携帯)						
	入所日時	時 分	退所日時	時 分	避難退域時検査の結果			要配慮の有無	有・無		
	退所先				退所先連絡先						
	特記事項										
	氏 名		男・女	年齢		職種・有資格等					
世帯員	入所日時	時 分	退所日時	時 分	避難退域時検査の結果			要配慮の有無	有・無		
	退所先				退所先連絡先						
	特記事項										
	氏 名		男・女	年齢		職種・有資格等					
	入所日時	時 分	退所日時	時 分	避難退域時検査の結果			要配慮の有無	有・無		
	退所先				退所先連絡先						
特記事項											
世帯員	氏 名		男・女	年齢		職種・有資格等					
	入所日時	時 分	退所日時	時 分	避難退域時検査の結果			要配慮の有無	有・無		
	退所先				退所先連絡先						
	特記事項										
	氏 名		男・女	年齢		職種・有資格等					
	入所日時	時 分	退所日時	時 分	避難退域時検査の結果			要配慮の有無	有・無		
退所先				退所先連絡先							
特記事項											
世帯員	氏 名		男・女	年齢		職種・有資格等					
	入所日時	時 分	退所日時	時 分	避難退域時検査の結果			要配慮の有無	有・無		
	退所先				退所先連絡先						
	特記事項										
	氏 名		男・女	年齢		職種・有資格等					
	入所日時	時 分	退所日時	時 分	避難退域時検査の結果			要配慮の有無	有・無		
退所先				退所先連絡先							
特記事項											

1 職種・有資格等については、医師、看護師、保健師、保育士、栄養士、教師などの職種や資格について記載のこと。

2 要配慮の有無について、有の場合は特記事項にその内容を記載のこと。

3 連絡先は、携帯電話等の連絡が可能などを記載すること。

4 特記事項には、持病、服用している薬などの健康状態に関する記載すること。

